

国土審議会土地政策分科会企画部会

国土調査のあり方に関する検討小委員会（第13回）

未着手・休止市町村への着手・再開に向けたアプローチ

三重県名張市 都市整備部 用地対策室
地籍アドバイザー 荻田 匡嗣

§ 1. 名張市の地籍調査概況

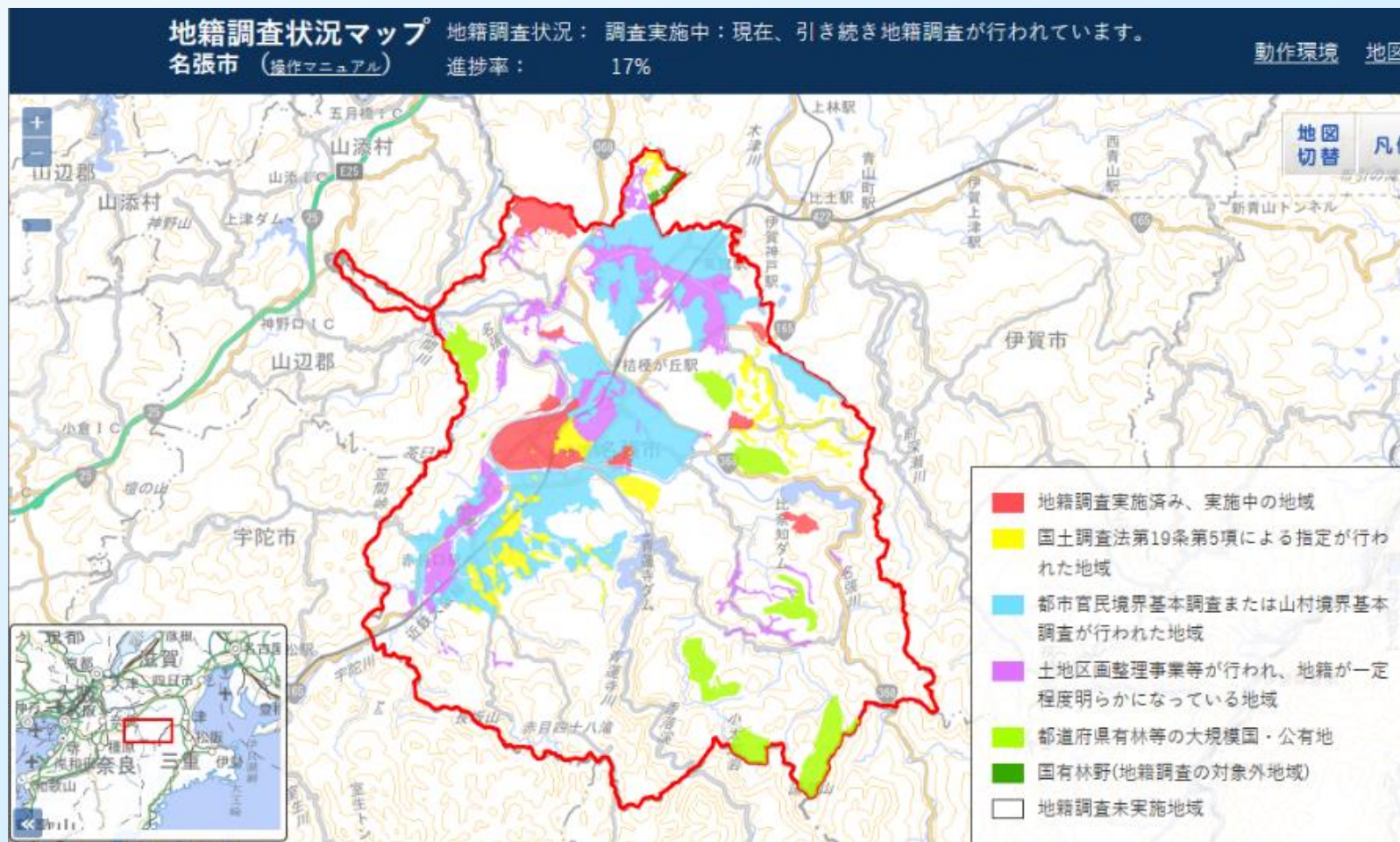
- 1 – 1. 名張市の概要と進捗状況
- 1 – 2. 名張市の地籍調査の特徴

§ 2. 未着手・休止市町村へのアプローチ

- 2 – 1. 未着手・休止市町村の状況
- 2 – 2. 着手・再開へのハードル
- 2 – 3. 未着手・休止市町村へのアプローチの具体例
- 2 – 4. 地籍調査による地域活性化効果

§ 3. ま と め

1-1. 名張市の概要と進捗状況



【三重県名張市の概要】

[市制施行] 昭和29年 3月

[面積] 129.77km²

[人口] 78,920人

(H31.4.1現在)

[土地利用]

D I D	6%
宅 地	14%
農用地	8%
山 林	53%
その他	19%

[地籍調査着手] 平成15年度

[地籍調査進捗率] 17%(平成30年度末現在)

1 - 2. 名張市の地籍調査の特徴

名張市地籍調査事業推進基本方針

平成20年2月

名張市地籍調査事業実施計画

《改訂版》

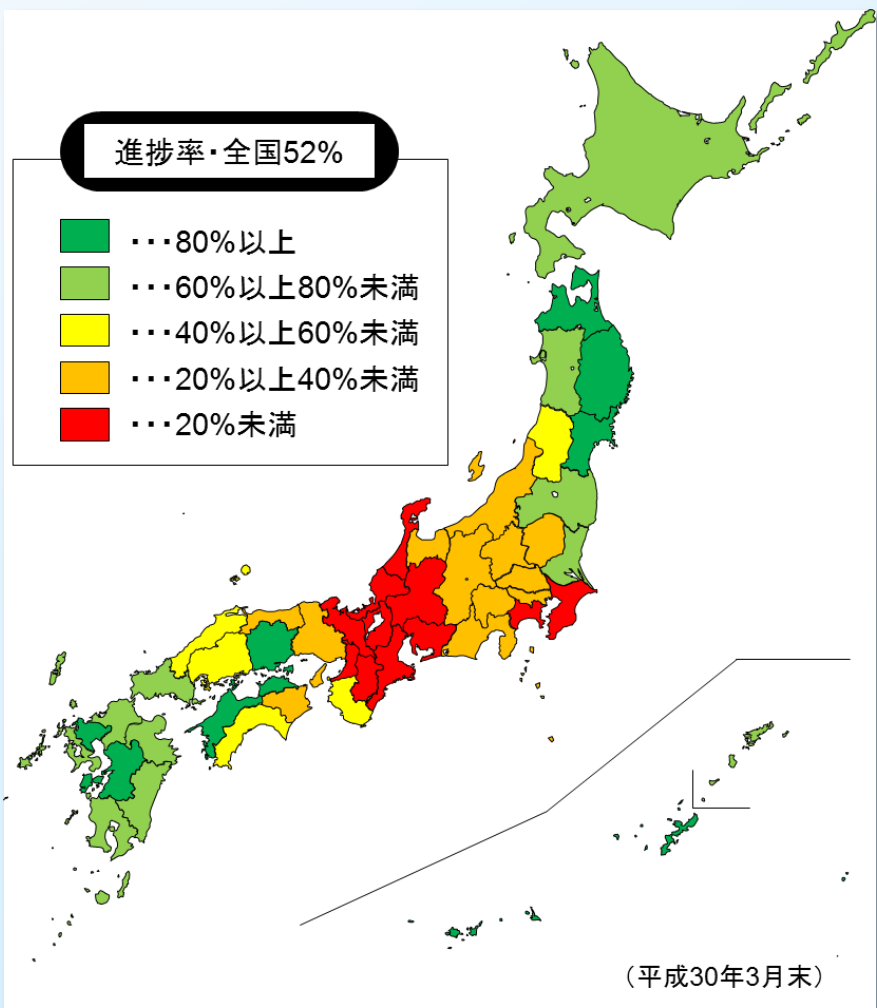
名張市

(制定)平成23年2月
(改訂)平成27年7月

[名張市の十箇年計画の特徴]

- 基本計画と十箇年計画との二本立て
- 国の十箇年計画とリンク
- 市議会と計画を共有
- 優先調査地区を指定
- 計画的調査と公共事業連携調査に区分し、それぞれで計画策定
- 19条5項指定制度の積極活用
- 他の制度の積極的活用

2-1. 未着手・休止市町村の状況



	平成21年度末		⇒	平成29年度末	
	市町村数	割合 (%)		市町村数	割合 (%)
地籍調査を完了した市町村	423	24%	⇒	508	29%
地籍調査を実施中の市町村	723	41%	⇒	790	45%
地籍調査を休止している市町村	327	19%	⇒	296	17%
地籍調査に未着手の市町村	277	16%	⇒	147	8%
合 計	1,750			1,741	

第6次国土調査十箇年計画においては、未着手・休止市町村の解消も目標として規定されている。

そのような中、東日本大震災（平成23年）の発生を契機に、全国で主に防災面の効果に期待して、着手市町村が急増した。

2-2. 着手・再開へのハードル

未着手・休止市町村が着手・再開の支障とする理由

- 財政的に厳しく、余裕がない
- 業務実施のための人員が不足している
- 都市部での調査では権利関係が複雑であり、困難

しかし、実際には…

- ⇒ 財政面では実施市町村のほとんどが同じ状況
- ⇒ 人員の定数削減も多く、多くの市町村で余裕がない
- ⇒ 都市部では権利関係が複雑で、筆界未定となる不利益は地方に比較してより大きい

未着手・休止市町村が着手・再開へのハードルとして挙げる理由は、ほとんどが制度の詳細について理解していないことに起因している。

制度理解が深まれば
着手・再開に導くこと
が可能

2-3. 未着手・休止市町村へのアプローチの具体例

A 県 の 場 合

- 未着手・休止市町村の首長を県の課長級が訪問し、着手・再開を要請
- 未着手・休止市町村へ積極的に地籍アドバイザーを派遣
- 着手・再開に関心を持つ市町村には、県担当者より詳細な説明を行う

《A県の特徴的なアプローチ》

- ・ 未着手・休止市町村が着手・再開への準備に入った段階で、その準備に関する費用を県単独予算により補助(スタートアップ補助)
- ・ 県土地開発公社により、準備体制の整備をサポート

B 県 の 場 合

- 未着手・休止市町村の首長を集め、地籍調査についての説明会を実施
- 地籍アドバイザーを招へいして、未着手・休止市町村担当者への研修を実施
- 着手・再開に関心を持つ市町村には、県担当者より詳細な説明を行う

《B県の特徴的なアプローチ》

未着手・休止市町村を含む県内全市町村対象の研修会を実施。

経験が豊富な市町村と未着手・休止市町村とを組み合わせた班分けによるワークショップを開催し、未着手・休止市町村の着手・再開に向けた不安について相談できる環境を提供。

2-3. 各都道府県の未着手・休止市町村へのアプローチ

C府の場合

- 「地籍調査推進に向けて」を策定し、未着手・休止市町村の首長に配布
- 地籍アドバイザーを招へいして、未着手・休止市町村担当者への研修を実施
- 着手・再開に関心を持つ市町村には、県担当者より詳細な説明を行う

《C府の特徴的なアプローチ》

府の地方機関単位でも説明会や研修会を開催し、地方機関単位での管内市町村同士の意見交換を推進。

そのほか、推進策として国土調査法第19条第5項指定制度に関する研修会を官民合同で実施。

D県の場合

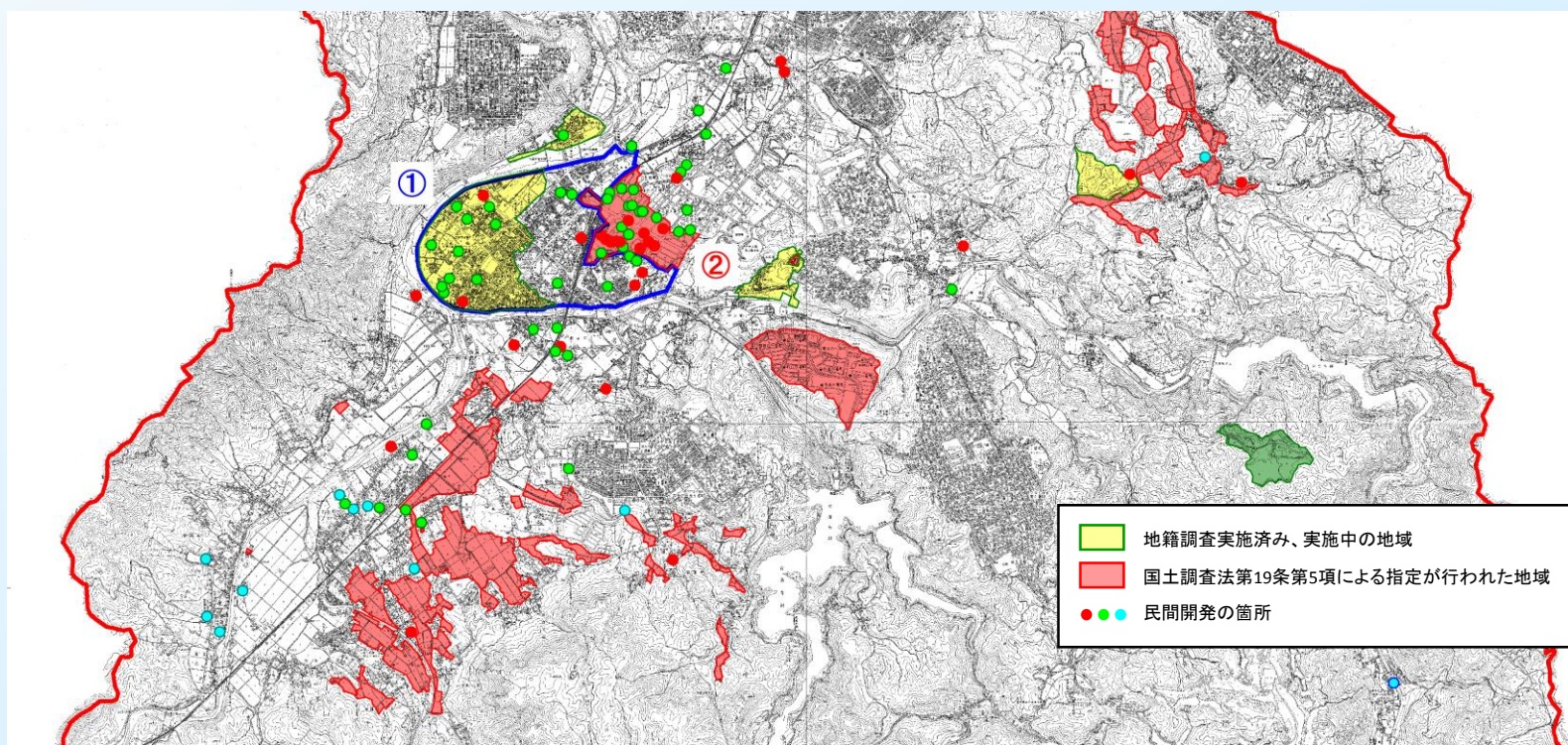
- 未着手・休止市町村担当者を対象に、着手・再開に向けた説明会を開催
- 県担当者が積極的に未着手・休止市町村に足を運び、着手・再開を促す
- 着手・再開に関心を持つ市町村には、地籍アドバイザーを派遣し、支援を行う

《D県の特徴的なアプローチ》

過去の遅延地区の存在が再開の障害となっている市町村向けに、他の市町村からのアドバイスが受けられるワークショップを開催。

県内の地籍アドバイザーに相談ができる環境を構築。

2-4. 地籍調査による地域活性化効果



〔地域活性化〕

地籍（土地境界・面積等）の明確化に伴い、土地取引の流動化促進に寄与する。

民間投資を誘引し、地域活性化につなげることができる。

＜名張市の事例＞

・開発件数における地籍整備地域の割合 ⇒ 43.1%（過去5年平均）

地籍整備が完了した地域では、民間開発における大きな負担である境界確定や測量等に関するコストが抑制されるため、整備が未完了の地域に比較して投資を行いやすい環境が整備される。

⇒ 民間投資の誘因や土地の流動化が図られる。

3. まとめ：未着手・休止市町村への有効なアプローチ方策

① 未着手・休止市町村の不安を取り除く

都道府県主催で未着手・休止市町村を対象として実施中の市町村も参加する形での説明会を開催し、実施中市町村と未着手・休止市町村との意見交換ができる環境を構築する。

② 未着手・休止市町村の制度理解を深める

対象市町村の首長や担当者に向けた、地籍調査の制度に関する説明会や研修会を開催し、制度理解を深める取組を実施する。

③ 新規着手・再開時の支援策を準備する

地籍アドバイザー制度の活用や都道府県単独予算による補助制度など、新規着手・再開時の支援策を都道府県が積極的に実施する。

④ 着手・再開に向けた相談環境の整備

都道府県担当者や他市町村、地籍アドバイザーなど、着手・再開に向けて相談しやすい環境を整備する。

⑤ 新規着手・再開へのモチベーション向上

市町村の首長や担当者などに、地籍調査実施に向けたモチベーションを持てるような誘導を行う。
(防災・減災や地域活性化など)

ご清聴、ありがとうございました